平成23年度 第4回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

- 1 日 時 平成23年(2011年)11月18日(金) 13:05~15:55
- 2 場 所 長野県庁 議会棟第1特別会議室
- 3 内 容 議事
 - (1) 長野広域連合 A 焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書について
 - (2) 湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書について
 - (3) その他
- 4 出席委員(五十音順)

梅崎健夫

大 塚 孝 一

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝

亀 山 章 (委員長)

佐藤利幸

鈴木啓助

富樫 均

野見山 哲 生

花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員(五十音順)

陸 斉

塩田正純

中村寛志

中村雅彦

平成24年2月3日 長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

1 開会

○事務局(長野県環境部環境政策課 宮坂)

ただいまから長野県環境影響評価条例に基づく「平成23年度第4回長野県環境影響評価 技術委員会」を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます事務局の長野県環境部環境政策課の宮坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

あらかじめお願いでございますが、傍聴にあたりましては傍聴人心得を順守してくださる ようお願いいたします。

2 会議成立の報告

○事務局(環境政策課 宮坂)

議事に入る前に、本日の欠席委員のご報告を申し上げます。陸斉委員、塩田正純委員、 中村寛志委員、中村雅彦委員から都合によりご欠席との報告を頂戴しております。

技術委員 14 名に対しまして現在 10 名の委員の皆様にご出席をいただいておりまして過半数の委員の出席がございますので、条例第 37 条第 2 項の規定により本会議が成立していることをご報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることになりますので、ご承知おき願います。ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成にご協力いただくため、発言の前にはその都度ご面倒でもお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

ただいまから議事に入ってまいりますが、条例第 37 条第 1 項の規定によりまして委員長が議長を務めるということになっておりますので、亀山委員長さんに一言ごあいさつをいただきましてから議事の進行をお願いしたいと存じます。それでは亀山委員長さんお願いいたします。

3 議事(1)

○亀山委員長

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は2件ございますのでかなりの長丁場でございますけれども、皆さんのご協力をいただいて進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

早速議事に入ります。議事の(1)でございますが、「長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書について」でございます。まず本日の予定と、前回までの会議の開催状況及び準備書の会議資料につきまして事務局からご説明いただきます。よろしく

お願いいたします。

○事務局(環境政策課 清水)

事務局の長野県環境部環境政策課 清水と申します。よろしくお願いいたします。

事務局より、本日の審査の予定、事業の経過、それから資料の簡単なご説明をさせていただきます。本日の予定といたしましては、まず長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書の審議をお願いいたします。審議終了後休憩を挟みまして、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書の審査をお願いいたします。

それでは長野広域連合の事業につきまして、前回までの会議の開催状況と本日の資料について簡単にご説明させていただきます。9月13日に長野保健福祉事務所で開催されました本年度第1回会議では、事業概要、準備書の内容につきまして事業者からご説明いただいた後、質疑応答を行っていただきました。続いて10月13日に岡谷市役所で開催されました第2回会議では、同じく準備書について第1回会議以降に委員から提出された追加意見・要望書についての環境保全の見地からの見解及び意見、ならびに県関係機関からの質問等に対する考えを事業者からご説明いただき、更にご審議していただいたところでございます。

次に本日の会議資料でございますが、当準備書の資料として前回と同様、右上に「長野A」と表示された資料の1から3までを配布させていただいております。

資料1は第2回技術委員会(準備書第2回審議)での委員意見と事業者等の見解要旨で ございます。前回委員会における委員のご発言と、それに対する事業者の見解を記載して ございます。

資料2は「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」でございます。今までの委員の皆様の発言要旨とそれに基づいた準備書の技術委員会での意見及び指摘事項等の案をまとめたものでございます。前回の会議までの分ですので現在は暫定版となっておりますが、本日の審議等の内容を含めまして整理していただきますので、技術委員会としての意見及び指摘事項のとりまとめにご活用いただきたいと思います。なお、資料1の説明につきましては資料2の意見等集約表の中に第1回と第2回のものをまとめてお示ししてございますので、資料2の中でご説明いただきたいと思っております。

資料3は準備書についての長野市長からの意見等でございます。条例の規定に基づき、 関係市町村であります長野市長より今月15日付で提出されました。環境保全の見地からの 意見でございます。

事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。それでは今ご説明いただきましたように、資料1につきましては資料2の中に含まれているということでございますので、まず資料2につきまして事

業者から説明をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者(長野広域連合 宮澤)

長野広域連合の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料2の「準備書についての技術委員会意見等集約表」をご覧下さい。 こちらの資料につきましては、事業者の見解と合わせまして、事務局と委員からご発言が ありました説明内容等を右側の欄にまとめさせていただいたものになります。

右側の「事業者等の説明要旨」をご覧いただきたいと思います。この中で第2回技術委員会までに事業者として見解をお示しできなかったものにつきましてご説明させていただきます。

内容としましては2点ほどございます。まず、最初の1点目ですが、1ページの番号の2をご覧いただきたいと思います。これにつきましては全般にわたるご意見としまして、佐藤委員よりいただいたものになります。一般的な準備書に対しての意見数についての問いかけになります。これにつきましては事業者としての見識がございませんことから、片谷委員よりご発言いただきました内容をこちらにご記載させていただいております。なお最初の1ポツ目にございますが、事業者としましては今回の準備書に対しての意見の数についての記載をさせていただいています。5名の方から準備書の項目に沿った区分けで63項目になった旨の概要をこちらに示してございます。

続きまして2点目ですが、2ページの6番をご覧いただきたいと思います。これも全般に亘るご意見として片谷委員よりいただいたものになります。発言要旨としましては、「よりレベルの高いアセスメントの観点から住民からのご指摘やご懸念に対する回答について丁寧な説明に努めること。」というものになります。これにつきましては事業者の見解として右の欄に示してございますが、できる限りご意見の趣旨に沿った形で回答しておりますが、今回の環境影響評価に直接関係しないと思われるものにつきましては、見解を差し控えさせていただいた旨の内容をこちらに記載しております。また事故対策等につきましては想定される範囲の中で十分な対策を行い、住民の皆様にご説明してまいりたいと考えております。

以上、今までの技術委員会の中で説明が不足していた部分について述べさせていただきました。

○事業者(長野広域連合 桑原)

長野広域連合の桑原と申します。引き続きご説明をさせていただきます。

資料2の「準備書についての技術委員会意見等集約表」1ページにお戻りください。4番と5番にありますように、全般に亘るご意見につきまして亀山委員長、片谷委員より「評価書について審査する機会がないことから、準備書の審査時に示していただきたい。並びに評価書前に審査の終わりといえる状況にしていただくことがベストかと思う。」というご

意見についてですが、これにつきましては今までの技術委員会でいただきましたご意見において説明が不足していました事項につきまして、本日の技術委員会でそれぞれの事項に関連した資料をお示しし、説明をさせていただきます。

それでは最初に2ページの8番をご覧ください。大気質として片谷委員よりいただきました「大気の予測手法が事業にあっているか、長野市の現況を反映しているか、確認を取っていただきたい。」についてですが、お手元に配布させていただきました「資料2の8番の関連資料」の「大気質における予測手法の確認について」をご覧ください。準備書に掲載しております道路沿道大気予測値の換算式について検証した資料でございます。

準備書においては、財団法人道路環境研究所が示した「道路環境影響評価の技術手法 2007 年改訂版」に示される変換式を用いておりますが、長野市内の自動車排ガス測定局の 測定結果をもとに検証したものでございます。

各項目の検証結果に関しましては、1ページ中段の「1. 窒素酸化物から二酸化窒素への変換」につきまして、表中の道環研モデルと長野市自排局モデルの換算値との差をご覧ください。こちらの結果から分かる通り、その差は小さいものであり、窒素酸化物から二酸化窒素への換算は適正と考えております。

続きまして2ページ「2. 二酸化窒素年平均値から日平均値の年間 98%値への換算」につきましては、道環研モデルと長野市自排局モデルの換算値を比較しますと、道環研モデルの方が長野市自排局モデルより高い結果となっております。準備書で採用しております道環研モデルは長野市のモデルより高い結果となることから危険側の数値をとらえると考えております。

続きまして「3. 浮遊粒子状物質年平均値から日平均値の年間2%除外値への変換」の表中の道環研モデルと長野市自排局モデルの換算値の差をご覧いただくと、その差は小さいものであり、換算は適正と考えております。

続きまして資料2の2ページに戻ります。同じく片谷委員よりいただきました9番の予測結果の信頼性についてのご意見ですが、「資料2の9番の関連資料」の「大気質における予測結果の信頼性について」をご覧ください。大気質の予測状況の設定内容とその信頼性について、一覧表としてお示しをさせていただきました。表中の項目として示します「拡散の予測計算式」については、対象区域は平坦な地形であり、現況調査において地形による風の乱れが確認されませんでした。このことから一般的な拡散式を採用しております。

また「気象条件の設定」につきましては、現況調査で得られた気象調査の実測値を用いていることから地域の特性を反映したもので予測を行っております。続いて「バックグラウンド濃度の設定」・「発生源条件」については、ともにそれぞれの影響が最大になる条件を設定しており、予測結果は危険側になるように配慮しております。このことから予測結果は環境影響を評価する上で十分に信頼性があるものと考えております。

資料2に戻ります。3ページの15番の塩田委員よりいただきました「振動の予測結果について河川部については実線ではなく点線に修正したほうがよい。」についてですが、お手

元にお配りいたしました「資料2の15番の関連資料」の「振動における予測結果の修正について」をご覧ください。ご指摘いただいた事項の対象事業実施区域の犀川堤防の以南については土質が異なることが想定されることから、寄与レベル予測結果の等振動線を点線に修正を行いました。

資料2に戻ります。 4ページの21番の富樫委員からいただきました「水象に関する地下水の利用状況を示すこと、並びに計画施設の建設時における地下水の揚水で、どの程度の揚水が行われ、どのような影響があるのか」というご意見についてですが、「資料2の21番の関連資料」の「水象における予測評価の修正について」をご覧ください。こちらの説明は調査会社から行います。

○コンサルタント (株式会社エイト日本技術開発 大谷)

資料2の21番関連につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず地下水の利用状況については、3ページ以降に整理をさせていただいております。 3ページの下の表にお示しをしておりますのが、長野市の環境政策課に届出をされております既存の揚水施設の設置状況で、これは準備書の地域の概況に掲載していたものの対象事業実施区域周辺における抜粋版として掲載をしております。

続きまして4ページに、今回の調査の中で井戸の利用状況につきまして聞き取り調査を行いました井戸につきまして、表に整理をしております。ここに $a \sim f$ の6か所、St. $1 \sim 4$ の4か所の合計 1 のか所についてお示ししております。 $a \sim f$ の6か所につきましては、井戸の利用等ほとんどない、あるいは地下水の観測が困難だったという6地点でございまして、残りの4地点につきまして、1年間の井戸の水位の状況を整理した地点になります。そちらの井戸の分布状況につきましては、5ページの図にお示しをしております。

続きまして、地下水の流れの状況につきまして、7ページ以降にお示しをしております。 7ページの下の表にまとめておりますのが、この地域においてボーリング調査が行われた 結果の透水係数の表でございます。また8ページには、先ほどのSt. 1~4までで地下水位を観測しました結果をもとに、地下水の勾配をお示ししております。こちらは9ページの 平面図に対応しております。こちらの平面図で示しております通り、水色の矢印が地下水の流行になっておりますけれども、犀川の方から北東方向に流れている状況が8ページの2つの断面図の中から推定できたという結果になっておりまして、この図に示す通りの流向ということで整理をしております。

続きまして工事による影響の予測評価の内容につきまして修正を図っております。こちらにつきましては 17 ページ以降に整理をさせていただいております。具体的には 18 ページの下に図で示してあります。またその上に2つの式を示させていただいております。現在までに地下水の工事に伴う掘削によりまして、地下水を低下させる必要があるのですが、その地下水の低下方法、あるいは影響を回避・低減するような措置が詳細に確定していないことから、一般的な情報で検討するということ中で様々な事例等の整理をしまして、こ

のような形に修正を図ってきております。この計算の結果ですが、19 ページの下段に計算結果をお示ししております。まず真ん中あたりに式が載っておりますが、この結果として地下水の影響範囲は929mと推定されます。今回の計算につきましては、全く地下水の影響を軽減するような対策等を講じなかった場合の最大の影響範囲ということで、ご理解をいただきたいと思います。またその場合、地下水の揚水量が19ページの一番下にお示ししてあります通り、39,900t 余りと非常に膨大な一日当たりの揚水量ということが算定されました。

続きまして 20 ページ以降ですが、このように非常に大きい揚水量になると想定されます。 また影響範囲も 900m以上と広範囲に亘るということから、工事においては揚水量、及び影響範囲を低減させる工法が必要と考えられます。現時点では具体的な工法等は確定しておりませんが、今後の基礎設計や施工計画の事業実施にあたって、詳細な地質調査・揚水試験等を行ってまいりまして、その結果に基づき環境保全措置を講じていくということで考えております。

環境保全措置につきましては表 4-7-9 に 4 点お示ししております。まずは、「揚水量を低減する掘削工法等の検討」ということで、設計段階で行う保全措置ということでございます。同様に「掘削深度の最小化」についても、ピットの容量や掘削深度の最小化を図ることを設計にあたって検討していくということでございます。

続きまして、「止水矢板、地盤改良等の設置による影響範囲の最小化」ということで、実際の工事にあたりまして揚水量の最小化及び地下水の影響範囲の最小化をさせるために、様々な対策を行っていくということで、現時点では対策・工法等絞り込めてはおりませんが、止水矢板や地盤改良等で今後検討していくということでございます。

最後に「地下水モニタリングの実施」ということで、掘削工事中に対象事業実施区域周辺の水利用施設及び地下水低下の影響が考えられる地下水流向の下流側において地下水変動を確認していくことを考えております。また既存の地下水利用や地盤沈下等に影響を与える場合には、地下水位回復のために必要な措置を講じていくということで、環境保全措置によりこちらの項目をまとめさせていただきました。

予測結果につきまして、以上のような修正を図り、今回配った資料を取りまとめてまいりました。以上になります。

○事業者(長野広域連合 桑原)

資料 2 に戻りまして、6 ページの 27 番をご覧ください。亀山委員長より景観における予測評価についてのご意見ですが、こちらは「資料 2 の 27 番の関連資料」の「景観における予測評価の修正について」をご覧ください。準備書に掲載しました景観予測図において、輪郭やイメージが明確に判断することができなかった点がございました。具体的には資料の 2 ページの St. 2 五輪大橋北端、 4 ページの St. 4 松岡こすもす公園、 6 ページの St. 7 屋 陵中学校においては修正を図りました。

以上説明させていただきました事項につきましては、今後製作します評価書に掲載させていただきます。説明を終わらせていただきます。

○亀山委員長

ありがとうございました。今説明いただいた内容につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

○片谷委員

資料2の8番・9番の関連資料につきましてコメントさせていただきます。

まず8番ですが、 NO_x から NO_2 への換算式はほとんど合っているということで問題ないと思います。それから2ページの二酸化窒素年平均値から日平均値の年間 98%値への変換について、かなり差異はありますけど、実際に使用したモデルの方が高い値を出しているので、予測評価としては問題なかろうというご判断で、正確な予測という観点からいけば必ずしも大きい数字になっているからいいとは言い切れない部分はありますけれども、少なくとも予測評価の結論が間違っているということにはならないと思いますので、許容範囲だと判断いたします。 SPMの値については、ほぼ同等の値ですので問題ないということで、8番の関連資料に関しましては、私は了解しました。

9番の信頼性に関する説明資料を作っていただきましたが、ここに記載されております ことは妥当な説明だと思います。これをきちんと示していただくことで住民の方々から出 ております信頼性に関する懸念を解消できるのではないかと思っておりますので、指摘し た立場といたしましては、この資料も了解いたしました。以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。 他にはございますか。

○富樫委員

富樫です。資料2の21番の関連資料「水象における予測評価の修正について」を拝見いたしましたが、当初よりもだいぶ実際の調査結果を反映されており、現状に近づいた前提のもとに予測をされているのではないかと思います。ただこれについては、まだ詳細な設計が今後のことということで、「何も対策をしない場合にはかなり大きな影響が出る可能性がある」という記述でとどまっておりますので、この環境保全措置に書いてあるようなモニタリング、工事中と書いてありますが、これは工事前からモニタリングをしておかないといけないと思いますので、工事に先行してモニタリングを行ってしっかり把握していただくということと、設計の段階ではやはり具体的な止水矢板をどういうふうにどこまで入れるとかを考慮した対策を盛り込んだ浸透量解析のようなことを行った上でやられるよう

に希望いたします。

○亀山委員長

他にいかがでしょうか。

それはでは私からですが、景観の予測評価の所で、前回は景観の予測図で明確に判断できなかった部分については今回お示しいただいたのですが、形に関して「資料2の27番の関連資料」の4ページ下側の「こすもす公園からの眺望状況の変化」をご覧いただきますと、色彩についてはまたご検討いただくにしても、煙突とか建物が角張っているのですね。こういった住宅がある所であまり角のきつい建物というのは景観上かなりインパクトが強いし、変な言い方かもしれませんがあまり品のいい形ではなく、非常に単純な形態であるものですから、景観的には見たところがあまりよろしくないという印象を受けるものですので、その辺についても今後きちんと検討していただきたいと思います。宜しくお願いします。

○片谷委員

1つ付け足しをさせていただきます。資料2の2ページの6番について先ほどご説明いただきましたが、これについて「前向きな回答をしていただきたい」と私が指摘させていただいたのは、アセスの図書の中にそういう見解を盛り込んでほしいということに別に限っておりませんで、今回お答えいただいたように住民の方々に説明をされる機会があればそういう時にきちんと回答していただければそれでいいということでして、特に図書の中に記述を盛り込むことまで要求したわけではございませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。今回ご回答いただいた趣旨でよろしいかと思います。

○亀山委員長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

○梅崎委員

梅崎です。1つ確認をしたいのですが。資料2の9番の大気質のところで「危険側」という言葉が出てきております。概要については理解しておりますが、「影響が最大となるような条件を設定して、予測値が危険側」という部分が、数値が危険側なことはわかるのですが、結果として予測は安全側なのか、その辺が少しわかりにくいので、そこは「予測手法としては安全側となるように」としたほうがいいのではないかと思うのですが。

○事業者(長野広域連合 宮澤)

おっしゃる通りだと思いますので、その辺は表記を直させていただきます。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。これ以上ございませんでしたら、続いて事務局の方から説明お願いいたします。

○事務局 (環境政策課 清水)

それでは事務局から説明させていただきます。引き続き資料2「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」についてですが、これまでの技術委員会で委員の皆様からいただいたご意見・ご質問を発言要旨の欄に記載しております。その発言要旨を踏まえ、「意見」とするか「指摘」とするか事務局の案として調整させていただき、該当する欄に「意見」または「指摘」と記載してございます。表の上段の注にあります通り、「意見」とは技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見ということでございます。「指摘」とは評価書作成に当たり記載内容の具体的説明や方法について整備を求める指摘でございます。「意見」・「指摘」に該当するものは、「委員会意見又は指摘」の欄に文言を記載しております。「意見」・「指摘」のいずれにも該当しないものは、発言内容が他の「意見」・「指摘」に集約されているものや、会議の中で事業者に詳細な説明を求める発言であるために「意見」・「指摘」として採用しないもので、その理由も併せて記載してございます。一番右の欄には参考で、先ほど事業者から説明いただいた通りでございます。

それでは技術委員会意見として調整、整理させていただいた項目を中心に、簡単にご説明申し上げます。

資料2の4ページをご覧ください。18番「悪臭」の廃棄物運搬車両の洗車にともなう臭気の件でございます。片谷委員より意見をいただいておりまして、これにつきましては、「廃棄物運搬車両の内部洗浄を行う場合は、類似事例を調査するなどして必要により悪臭苦情が発生しないよう配慮する。」ということで整理させていただいております。

19番「水質」でございます。工事に行う水質の事後調査について鈴木委員より意見をいただいております。これにつきましては、「工事中における降雨時の事後調査については、適時に実施すること。」ということで整理をさせていただいております。

20番、同じく「水質」でございますが、豪雨時の濁水についてでございます。同じく鈴木委員よりいただいておりますが、これにつきましては、「工事中において、豪雨に伴う濁水が流出する恐れがある場合は、適切に保全対策を講じること。」ということでまとめさせていただきました。

続いて21番「水象」は、掘削工事に伴う地下水の揚水についてですが、富樫委員より意見をいただいておりまして、すでにご説明していただきましたがまとめとしましては、「地下水の揚水量や影響の予測については、類似事例を参考にするなどして、現段階において考えられる条件で予測し、記載すること。」ということで整理をさせていただいております。それから6ページの28番と29番を集約させていただきますが、陸委員と亀山委員長から「ふれあい活動の場」の評価という点で意見をいただいた件でございます。これは28番

の所でまとめさせていただいておりますが、「ふれあい活動の場については現況を的確に把握して、長期的な予測評価について検討した上、必要に応じ記載すること。」ということで整理をさせていただいております。

技術委員会の意見ということで、以上5つ整理をさせていただきました。

その他、指摘ということでいくつかございます。主として記載内容の整理ということで考えております。すべての説明は省略しますが、代表的なものについて触れさせていただきます。

先ほど片谷委員より意見をいただいた2ページの6番「全般」についてですが、「よりレベルの高いアセスメントという観点から、住民からの指摘や懸念に対する回答については 丁寧な説明に努めること。」ということで、これは図書に限らずということでご理解いただ きたいと思います。

先ほどもお話がありました7番と10番「大気質」に伴うものですが、これは集約しまして、「大気質の予測手法に係る記載の中で説明が不足している部分については必要に応じ注釈を加え、評価書において適切な表現とすること。」ということで指摘をさせていただいております。

主だった所の説明のみにさせていただき、他は省略させていただきますが、全体として 技術委員会の意見ということでご説明をさせていただきました。以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意 見・ご質問等ありますでしょうか。

先ほどの事業者からの説明を基に、事務局としてはこのように意見、指摘事項をまとめた ということでございますが。

よろしければ、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして資料3につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局(環境政策課 清水)

それでは資料3についてご説明させていただきます。

準備書について長野市長様から 11 月 15 日に意見をいただいております。本来こちらから照会させていただいた際のいただく期限というのは 12 月の初旬までということになっておりましたが、技術委員会の開催のタイミングの都合で本日に間に合わせていただいたものでございます。したがって通常事業者意見という欄があるわけですけれども、今回は記載してございません。いただいた意見の内容をご覧いただければと思います。以上でございます。

○亀山委員長

これに関しましては文面による事業者の見解というものがありませんが、事業者から何かお話がありましたら、よろしくお願いします。

○事業者(長野広域連合 宮澤)

長野市長よりいただきましたご意見についてですが、内容として要望としてのものもございますが、いずれにつきましても前向きに対応すべきものと考えております。今後内容を検討させていただき、評価書の中で見解を示させていただきたいと思っております。

○亀山委員長

ありがとうございました。資料による説明は以上ですが、今までの説明全体を通じましてご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

特段ございませんでしたら、続きまして準備書の内容全般につきまして、ご意見、ご質 問はございますか。

○小澤委員

準備書の中で、廃棄物の関係で改めて意見を言わせていただきたいと思います。準備書の657ページからの部分になりますが、663ページに「施設の稼働に伴い発生する廃棄物の予測」ということで、特にここでは溶融処理を行って、ここにあるものが廃棄物として排出されるというような予測をされているのですが、例えば処理残さ量で57.4 t/日と書いてあり、これはおそらくごみを燃やしていく最初の段階でごみ焼却量を量って、焼却残さ量が残さ率みたいな形できていると思うのですが、非常に唐突に数字が出ているものですから、この数字の算出根拠というものを記述していただければありがたいと思います。

○亀山委員長

これについて、事業者の方いかがでしょうか。

○事業者(長野広域連合 宮澤)

おっしゃられている通り、数字が唐突に出ているよう感じられる部分がありますので、 こちらの根拠につきましては、その部分がわかるような形で評価書の方に記載をさせてい ただきたいと思っております。

○亀山委員長

そのようにお願いしたいと思います。

準備書についての意見は出尽くしたようなので、技術委員会の取りまとめ方向につきましては、先ほどの資料2の意見と集約表を整理するということで行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではそのように進めさせていただきます。

本日のご審議の内容も含めまして事務局で意見と集約表を整理していただき、各委員には後日電子メールか郵送でお送りして内容を確認していただくということにしたいと思います。そこで必要な修正を行った後に、最終的に私が確認して県知事に提出する技術委員会の意見及び指摘を確定したいと思いますので、その点についてご一任していただきたきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは確定した際には、委員の皆様にご報告申し上げます。 今後の手続きにつきましては事務局からご説明お願いいたします。

○事務局(環境政策課 清水)

今後の手続きですが、技術委員会意見は確定され次第、委員長名で県知事宛てにご提出いただきます。知事は技術委員会意見と長野市長の意見を勘案し、住民等の意見にも配意して、事業者に意見を述べることとなります。この知事意見は県のホームページでも公表します。また技術委員会指摘につきましては、その内容を反映した環境部長指摘として事業者に述べることになります。事業者は知事意見を勘案するとともに、住民等の意見を反映しまして、準備書の記載事項について検討を加え、評価書の作成へと手続きを進めていただくということになります。以上です。

○亀山委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

特にご発言ないようですので、議事の(1)につきましてはここまでにいたします。 最後に、長野広域連合の審議に関わる件については本日終了となりますので、事業者より 一言ございましたらお願いいたします。

○事業者(長野広域連合 土田)

どうもありがとうございました、簡単にお礼を申し上げたいと思います。

それぞれの専門分野につきまして、また高い見識に基づきまして、ご審査を頂戴したわけでございます。事業者といたしましては環境影響評価をより良いものにすることができたのではないかと思っております。心から感謝を申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、一言御礼とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○亀山委員長

ありがとうございました。それではこれから 10 分程休憩をしまして、その後議事を再開 したいと思いますのでお願いいたします。

4 議事(2)

○亀山委員長

それでは議事を再開いたします。続きまして、議事(2)の湖周行政事務組合ごみ処理 施設建設に係る環境影響評価方法書についてです。前回の会議の状況と当方法書の会議資 料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局(環境政策課 清水)

前回の会議の開催状況と本日の資料につきまして、簡単に説明させていただきます。

前回の会議は、10月13日に本年度第2回技術委員会会議として、岡谷市役所において開催させていただきました。その際、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業について、事業概要と方法書の内容について事業者から御説明いただき、事業予定地の現地調査を実施し、質疑応答を行っていただいたところでございます。本日も前回に引き続きまして、この方法書についての審議をお願いするところでございます。

また、当方法書の資料として、右上に「湖周」と表示された「資料1~資料4」まで配 布させていただいております。

資料1として、「第2回技術委員会(方法書第1回審議)での委員意見と事業者の見解要 旨」でございます。前回審議での委員の皆様からの意見等とそれに対する事業者の見解を まとめたものでございます。

次に、資料2として、「技術委員からの追加意見等及び事業者の見解」でございます。こちらは委員会後に委員からいただいたご意見の内容と、事業者の見解をまとめたものでございます。

次に、資料3として、「環境影響評価方法書への意見及び事業者の見解」でございます。 こちらは条例の規定に基づいて提出された環境保全の見地からのご意見の内容と、それに 対する事業者の見解をまとめたものでございます。

次に、資料4として、「県関係機関からの質問等及び事業者の回答」でございます。県の 関係機関から提出された質問・意見の内容と、事業者の回答をまとめたものでございます。

また、事業者から方法書の訂正ということで、訂正資料をお配りしてございますのでこちらもご確認願います。事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

それでは訂正資料及び資料1について、事業者より説明をお願いいたします。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

湖周行政事務組合総務建設課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。 まず始めに、方法書の訂正の部分につきまして、お手元の資料をご覧いただきたいと思 いますが、方法書 P7 の記載の部分についての訂正でございますので、おめくりいただきたいと思います。

訂正は2点ございます。中段の表の1-6-5、ダイオキシン類に関する計画値ということで、これにつきまして、大気という項目を排出ガスということで訂正、それから計画値ですが、 1 ng-TEQ/Nm^3 以下というところを 0.1 ということで訂正、法規制値についても1から 0.1 ということで修正をお願いいたします。

なお、訂正の主たる部分となってまいりますが、注釈2の120t/日で2炉構成とした場合の1炉当りの値という解釈につきましては削除いただき、注釈3を注釈2という形でお願いしたいと思います。

続きまして表 1-6-6、騒音に関する計画値につきましては、昼間、朝夕、夜間の計画値を 50dB, 45dB, 45dB とありますが、この部分につきまして 60, 50, 50 という形でのご訂正をお願いしたいと思います。理由といたしましては事業計画を詰めていく中で、騒音規制法による騒音規制値の考え方から、環境基本法に基づく環境基準という形での数値の訂正をしたいと思います。以上、訂正を 1 ページに集約いたしましたが、よろしくご理解をいただければと思います。

続きまして資料 1 の説明をさせていただきます。お手元の湖周資料 1 をご覧いただきたいと思います。

事業者側としての見解になるわけですが、内容が専門的な部分につきましては、コンサルタント業者からのご回答ということでご理解をいただきたいと思います。順を追ってかいつまんで説明させていただきます。

第2回技術委員会での委員意見と事業者の見解について、まず1番でございます。

区分としては 1-6-5 事業計画ということで片谷委員よりご質問をいただいております。 収集ルートの確定がされているか、あるいはルートの通行について歩行者の安全が確保されているか、ということについての回答ですが、ルートには歩道が整備されていない場所があるため、収集運搬業者に対する交通安全の徹底を行い、歩行者の安全確保に努めます。

続きまして2番でございます。諏訪市、下諏訪町の収集車が岡谷の方に入ってくるということで、あらかじめ対策を講じた方がよいのではないかというご意見、それから実際に収集車の事故、想定外の走行等についての確認をしたいという意見をいただきました。

その回答といたしましては、ごみ収集車の集中については、時間ごとの台数を設定して 予測を行います。その結果、特定の時間に車両が集中すれば対策を検討するとともに、施 設稼働後においても収集運搬業者に対して走行ルート及び安全運転の徹底を行います。ま た、ごみ収集車の事故については、過去5年間において賠償まで発展した事故はありませ ん。また想定外の走行の事例については、報告されておりません。

3番のご質問につきましては、前回審議においてご回答させていただきましたので省略させていただきます。 4,5番につきましてはコンサルタントよりご説明させていただきます。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

環境技術センター、味澤と申します。よろしくお願いいたします。

4番につきましては、佐藤委員より分水嶺に応じで植生がどう違うかということや、生物相のデータが少しあったほうがよいのではないかということでご指摘をいただきました。

これにつきましては、予備調査の段階で分水嶺特有の生態系につきましては、確認が取れておりませんが、今後行います現地調査の中で、ご指摘の点を含めまして植物相、動物相をまとめてまいりたいと思います。

5番にまいります。4番のお話しに関連してくるところがあるかと思いますが、分水嶺の主水脈はどちらに流れるのか調査した方が良いのではないかということでございます。

これについては水質、地形・地質及び生態系の調査の中でそういった水系の調査を行ってまいります。従いまして、水系に係る要素につきましても、着目して特徴を把握してまいります。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

続きまして6番、片谷委員より大気質のご質問をいただきましたが、こちらにつきましては第1回審議で回答をさせていただきました。

7番の片谷委員からいただいた大気質のご質問ですが、これにつきましては専門的な部分がございますので、業者からのご説明とさせていただきます。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

片谷委員の方から、1時間値の予測値についてプルーム・パフモデルを使うということで方法書に書かれているが、3次元マスコンモデルの計算を活用できるのではないかというご指摘をいただきました。

ご回答といたしましては、確かにおっしゃるとおり活用することも可能ではあります。ただ方法書でお示ししたように、1時間値の予測については大気安定度の不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、それからダウンウォッシュ時を対象としております。上層気象調査で観測された気象条件には、煙突排ガスの排出条件を用いて、高い濃度が出現する可能性のある気象条件を設定して1時間値の予測を行うこととしております。マスコンモデルも1時間値の予測をいたしまして、年間に重合しまして年平均値を出すわけでございます。モデルを単純化いたしまして、実測値に基づいた予測を行うわけですが、1時間値の予測値は、極端な気象条件をこちらで設定しまして、それを基に一番高い濃度が出る可能性がある状況を再現した上で予測計算をしていきたいと考えております。

次に8番でございます。地域の代表的な風向ということで諏訪地方気象台の気象データを示したわけですが、松本盆地側のデータを示していただきたいということでした。資料の中に1の8番関連というものがございますので、ご覧ください。風配図を示したもので

ございます。その裏にそれぞれの観測地点を示してございます。ここには北側から松本地域気象観測所、アメダス観測地点松本今井、諏訪地方気象台の風配図をそれぞれ示してございます。

見ていただくとおり、諏訪地方気象台については西北西と南東の風が卓越しているわけですけど、松本、松本今井では少し方角が違って、北北西から南南東、やや北寄りの風になってございます。これらの資料につきましては、準備書に併せてお示ししたいと思っております。

続きまして9番、花里委員からのご指摘でございます。建設地が諏訪湖に近いことがこの事業の特徴であるということ、それから大気の汚染物質が湖に与える影響はどのように考えているのかというご指摘でございました。

ご回答でございますが、一般的に焼却施設の排ガス中のばいじんについてはろ過式集じん機によって除去するのですが、粒径が $0.05\sim20~\mu$ m の粒子が $90\sim99\%$ 除去されると言われております。別添資料 1 の 9 番関連をご覧いただきたいと思います。岡谷市清掃工場における排ガス中の汚染物質排出量測定結果を表で示してございます。これは平成 22 年度の、実際に今稼働中の岡谷市清掃工場の排ガス測定値を示したものですけれども、 1 号炉、 2 号炉がありまして、一番上の行にばいじん濃度ということでお示ししてございます。 概ね測定下限値以下、0.005g 以下という低い値に抑えられているということがお分かりいただけると思います。排ガスのばいじんの排出量というものは、極めて現在でも少なくなっておりまして、新たな施設においても排出されるばいじんの粒径が小さくて、解体時・稼働時ともにガス状物質と同様に空気に乗って移流・拡散するために、周辺へ降下ばいじんとして降下すると考えられていることから、諏訪湖への影響はないものと考えられます。

続きまして、10番でございます。鈴木委員から、諏訪湖が結氷しているときとそうでないときで気象の状況が違うのではないかというご指摘をいただきました。

お答えといたしましては、おっしゃる通りその通りのことが想定されまして、確実に諏訪湖の結氷時の調査を行うことは大変困難でございます。ですので、調査の時期といたしまして、結氷の可能性が高い1月から2月の時期を設定いたしまして、調査を行いたいと思います。想定した時期に結氷した場合は結氷時の上層気象調査を行いたいと思います。

続きまして 11 番に参ります。これも鈴木委員からのご指摘でございます。実際のごみ処理施設周辺の上層気象の調査を行うため、諏訪湖面よりも高い場所での測定になるので、その下の上層気象については測定できないのではないかというご指摘をいただいております。

これについてはおっしゃる通り、諏訪湖面より 240m ほど現在の清掃工場は高い場所にございます。ですので、その位置から上層気象の調査を行いますと、それより低い標高での、上層気象の風向速のデータは得られないということでございます。しかしながら、煙突からの排ガスの拡散に影響してまいりますのは、逆転層が煙突より高い場所に出た場合に限られると考えられます。逆転層が煙突より低い標高に出た場合はむしろふたをするような

形で、それより低い場所への影響が薄まると考えられますので、上層気象の調査は計画地で行うこととしまして、現在地より低い地点でのデータは予測上使用しないことから、別途設定した地点で妥当だと考えております。

続きまして、12番に参ります。可能であれば隣の市町村への配慮から、塩尻市の勝弦や、 辰野町あたりの測定点もあったほうが良いのではないかというご意見をいただいておりま す。

これにつきましては、大気質の調査地点は、地形や方位を代表する地点で設定しておりまして、この調査の結果によって予測のためのバックグラウンド濃度を設定するために使うものでありますので、必ずしも多数の地点を設けてやる必要はないと考えております。ただ、塩尻市や辰野町については予測のシミュレーションの範囲に入っておりますので、それによって将来的な影響を予測しカバーをしていくということでお答えさせていただきます。

それから 13 番にまいります。塩尻側に高原の別荘地があるので、そちらへの配慮は必要ないのか、またそちらの利用状況はどうなっているのかということでご意見をいただきました。

これにつきましては資料1の13番関連という資料をご覧ください。塩嶺高原別荘地の利用状況をまとめさせていただきました。約83万㎡ございまして、民間の会社が管理をしております。総区画数として850区画がございますが、全て分譲済みということでした。このうち300区画につきましては建物が建設されておりまして、残りの区画は建設されていないという状況でした。それから定住されている方もおりまして、それが60戸ほどあると伺っております。それから別荘地ということで、一年中人がいるわけではないのですが、最も利用者が多いお盆の時期には、100戸ほどが利用されているということです。一般的に3~4名くらいで利用されるので、その時期には300~400名ほどが滞在されているということでございます。7~8割の別荘が使われているという状況であり、定住されている方もおられまして、利用状況もこれだけあるということでございますと、配慮する必要がある場所と言えるかと思います。これにつきましても、大気質の影響予測の対象範囲としておりますので、この地域の影響予測もカバーして行っているものと考えております。

それから、14 番にまいります。諏訪の市街地に直接的な影響はないのか、その影響が心配されるがどうするのかというご意見でした。

これについては対象事業実施区域から半径 4km の範囲で大気の予測を行っておりますが、 この範囲を超えて大きな影響があるようでしたら予測範囲を広げて影響予測をしてまいる ということでございます。

15 番にまいります。現状で騒音の環境基準を超えているところがあり、そこが収集運搬のルートに入っているのではないか、稼働時の搬入ルートや決定状況も含めて、時間帯ごとの交通量の多少など、さらに悪くなることを防ぐようなシミュレーションを検討すべきではないかというご意見をいただいております。

これについては、方法書 P131 にお示しした通り、3 か所、国道 20 号、岡谷茅野線、それから下諏訪辰野線で現在でも環境基準を超過しております。このうち国道 20 号及び岡谷茅野線については諏訪市及び下諏訪町からの搬入ルートになっているという状況でございます。道路交通騒音のシミュレーションについては、時間ごと、車種ごとの台数を設定して予測を行います。特定の時間に影響があるようであれば、それを回避するような対策を、準備書の中で検討してまいります

続きまして 16 番にまいります。電気自動車が普及していく中で、収集運搬車が将来的に そちらに移っていくのではないか、これについてはどのように加味していくのかというご 指摘でございました。

これについては、環境影響評価の中では、騒音・振動や大気質への影響が大きい従来型 のごみ収集車の使用を仮定し、そういった安全側での予測・評価を行っていく予定でござ います。なお、稼働後につきましては総合的な環境の視点によりまして検討してまいると いうことでございます。

17番にまいります。焼却した後の埋立物の搬出について、どこに持っていくのか。それからトラックの騒音振動についての環境影響評価はどうなっているのかというご指摘でございました。

焼却残渣については、諏訪市域内に搬出することまでが決定しておりまして、稼働までに具体的な場所を定めて整備するよう進めているところでございます。それから搬出車両による騒音・振動等の影響については、ごみ収集車と同様に台数、時間帯を予測して評価を行うこととしてございます。

18 番にまいります。路面の状況が少し悪い場所があったということで、路面の平坦性というのはどのように考慮していくのかというご指摘でございました。

これにつきましては方法書のP172にお示ししている通り、鳥居平やまびこ公園内に調査地点を設定しておりまして、そちらへの影響を把握してまいります。それからP174、P178でお示ししたような手法、具体的に申しますと、騒音ではASJのRTN-modelを用います。振動につきましては旧建設省土木研究所提案予測を使います。これでは道路の平坦性は一般的な数値にて行うこととなります。舗装の痛みによる路面状況まで反映させることは考えてはいない、ということでございます。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

それでは続きまして資料2をご覧頂きたいと思います。

11月13日、第1回の会議に欠席をされた委員さんからの意見、追加の意見等について回答を発表させていただきます。まずNo.1ですが、事業計画につきまして陸委員さんから、生ごみ処理の分別回収や資源等の取組についてですが、広域的に2市1町の対応としての統一的な取組についてご質問を頂いております。生ごみの資源化につきましてはごみ処理基本計画の中にしっかりと位置づけておりまして、家庭用生ごみ機器の購入補助、小中学

校等で発生する給食残渣の業者委託による資源化、家庭で発生する生ごみの拠点回収、資源化など、現在2市1町でそれぞれの立場で取組を進めているところでございます。今後におきましても2市1町でできるだけ施策の統一を図りまして、更なる取組の拡充に努めてまいります。

同じく陸委員さんから事業計画についての質問ですが、本年度夏、市民を対象にしましてごみ処理方式についてのシンポジウムを開催したわけですが、どんな内容のシンポジウムでしたかという内容の質問をいただきました。ごみ処理方式そのものは、なかなか専門的な部分が多く、市民の理解を得ることが難しいことから、知見者をお呼び致しましてご講演いただき、また、住民の代表の方と講演を頂きました知見者との対話形式によるディスカッションを2部構成で行いまして、一番の目的でありますところの処理方式の理解を深めるということで、2市1町の住民を対象にシンポジウムを開催しました。

続きまして事業計画3番、中村委員さんからのご質問でございます。効率的なごみ処理ということだが、評価でどう効率的ととらえるかということでございます。共同で新施設を建設し処理を集約することによりまして、2市1町の施設それぞれが各自で行うよりも環境対策を効率的に出来る、また、(他の2)施設の廃止によるところのコストの削減などが挙げられるかと思います。また従前の施設から24時間の稼働ということによりまして、ダイオキシン類対策等、より環境に配慮したものになるということは、効率の面では大きいと考えております。

続きまして同じく中村委員さんからですが、こういった建設地の地元住民の反対というものはどこでもあるわけですが、反対に回った経緯を教えて欲しいということで、特に大きな反対運動はあったのか、というご質問をいただきました。当初計画は平成17年ですが、地元住民の立場としては、建設容認を当初の段階でいただいておりましたが、2市1町の行政間の調整、基本的事項の確認が遅れたことによりまして、地区の反対表明がなされました。しかしながらその後の行政サイドからの要請に対して、平成22年度末、今年の3月ですけれども地元地区から改めて事業への協力が表明されまして、併せまして調整が遅れておりました確認事項の合意に至ったという経過でございます。

続きまして事業計画において、同じく中村委員さんより、現在の清掃工場の跡地への建て替えと言うことなのですが、その現在の清掃工場を残す手立ては考えられなかったのかというご質問を頂きました。個々の施設の大規模な改造や長寿命化を含めて検討を行う中で、平成15年度に2市1町のごみ処理の共同化の方針を決定し、それぞれの施設の老朽化に伴う更新をまとめて行うこと、また、環境への影響の少ない最新の施設を建設すること等を想定して計画を進めてまいったものでございます。建設候補地を検討する中で、計画している処理規模の建設を考えますと現施設に一部かかる配置となってしまうことから、施設を新たに整備する計画ということで建て替えが必要になったということでございます。続きまして6番、同じく中村委員さんより、現施設の開催、撤去について、アスベスト類がどこの部分にあるか分かっているかというご質問でございました。岡谷市清掃工場で

は、飛散性のアスベストは使用されておりませんが、アスベストを含む建材が使用されているということですので、解体に先立って資料調査や分析を行いまして確認してまいります。

7番以降につきましては、コンサル業者より説明させていただきます。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

それでは、7番についてご説明いたします。対象事業実施区域は土石流警戒区域中にあるので、調査をどのように考えているのかというご指摘でございました。

こちらにつきましては方法書 P193 にお示ししてございますが、ボーリング調査や地質図などの既存資料を基に、土石流警戒区域などの危険箇所、災害危険区域の分布を含めて地形・地質の分布状況を整理するとともに、豪雨時の排水対策の要否については雨水排水経路の調査結果を踏まえて検討しますということでございます。

続きまして8番にまいります。供用時の調査で水質・水象を調査対象から外したのはどうしてかということでございます。現施設でも排水は敷地内処理を行っておりまして、新設備についても同様に敷地内処理を行い、排水を外に出さない計画でございますので、供用時の水質・水象は対象から外したということでございます。

9番から11番は省略させていただきまして、12番でございます。特定の動物・植物をターゲットとして詳しく調査していくなどの方針はあるかというご質問をいただきました。

これにつきまして、文献調査及びヒアリング調査の結果から、猛禽類、ワシタカ類及び フクロウ類については生息の可能性が考えられますので、調査範囲を広げるとともに、よ り詳しい調査を行っていくということでございます。

その他の動植物については、文献調査及びヒアリング調査の結果から、特に配慮を要するような種類についての生息状況は確認されませんでしたので、標準的な調査時期、手法により調査を進めてまいるということでございます。

続きまして、13番にまいります。生態系に関しては、新施設は24時間連続運転となるので夜間照明の影響を考慮してほしいということでございました。

これも方法書 P202 にお示ししておりまして、施設の設計や保全対策に基づいて、夜間の場内照明による植物、動物、生態系への影響を予測・評価してまいりたいということでございます。

14 番でございます。景観については、あらかじめイメージのシミュレーションができるので、設計段階でチェックすべきではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、設計の段階でシミュレーションを行って、景観に対する課題についても設計にフィードバックしていくということでございます。

それから 15 番です。解体工事期間中も景観の予測をしないということですけど、囲い等配慮や評価は行わないのか、簡略化の部分だけでも調査をしてほしいということでございます

これにつきましては、解体工事及び建設工事中は、工事範囲の境界に仮囲いを行い、騒音の低減や粉じんの飛散対策を実施するとともに景観対策についても配慮していく予定です。

16 番です。景観については誰が判断するのかということが重要であり、事業者が予測・ 評価するだけではなく、アンケート調査を行うなど多くに人の意見を反映させるようにし てほしいということでございます。

ご回答といたしましては、景観の評価においては、できるだけ多くの方の意見を反映させていきたいということで考えております。

○亀山委員長

ありがとうございました。それでは今の説明に対し、何かご意見などございましたらお 願いいたします。

○花里委員

花里です。私が発言いたしました資料1の9番のところなのですが。

前回は大気質のモニタリングステーションが諏訪湖の上になかったのでそこで測るべき だということでお話をしたのですけれども。ばいじんなどの量がすごく少ないということ で、それはよいことかもしれませんが、ただ重要なことは大気経由だけではなく、他の経 由でも諏訪湖に化学物質が入ってくる可能性があるわけですね。この資料の回答に解体 時・稼動時ともガス状物質と同様に移流・拡散し、周辺へ降下すると考えられると記載さ れています。そこに降下したならば雨が降ると。川や諏訪湖に入ったりするわけですね。 前回も言いましたが、今まで表面水域への影響を考えた際は川について考えたわけですが、 今回は湖があるということですから、湖は水がよどんでおりますので、化学物質が入りま したらそこに堆積したりするわけですよね。プランクトンがたくさんいて、魚まで食物連 鎖があるわけで、そうなると生物濃縮しやすいダイオキシン等が入ってくると生物に影響 が出るわけですよね。例えば水中だとか底泥中の濃度が比較的影響が出るところがあるの で、湖の事を考えるときには特にそういった事を気をつけていく必要があると思います。 そういった点では湖に化学物質が入る可能性を検討するために、例えば雨が降ったときに ごみを運んできた後を追って何かが漏れたり、いったん外に出たものがどこかに溜まって いたとか、そういったものが諏訪湖に入りますので、どういう物質が、どういう経路で諏 訪湖に入る可能性があるかどうかということを、もう一度検討していただければありがた いと思います。

重要なことは、湖は川と違い、化学物質が溜まり生態系に影響を受けやすい場所という 御認識を持っていただきたいと思います。

○亀山委員長

ありがとうございました。これにつきまして、何かございますか。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

御意見承りました、ありがとうございます。

お答えした主旨といたしましては、基本的には焼却施設の排ガス中のばいじんはかなり 低くレベルで抑えられているということでございました。

先生のお話にありました、いろんな物質が雨水等経由で水域に流れ込むことと言う状況が考えられるということですけれども、必ずしも焼却施設ばかりの影響だけではないということがございます。実際に水質の検査を行うことで、諏訪湖の方へ流れ込む物質はどのくらいかという調査は可能かと思いますけれども、必ずしも、焼却施設との関連については、関連付けがなかなか難しくなってくるかと思います。環境影響評価の中で焼却施設からの物質のみについて、諏訪湖への影響を検討するのはなかなか困難だろうと思っております。

○花里委員

そういうことではあるのですけれども、特に稼働時ではなくてですね、解体時にそういったリスクが高まるのではないかと思っているのですが。

○コンサルタント(株式会社環境技術センター 味澤)

解体時につきましては、特にダイオキシン類の関係、焼却灰、火灰に関連する汚染物質が解体のときに粉じんとして排出される、あるいは洗浄した排水が漏れ水系に影響が出ると言ったことが想定されます。ただそういったことについては工事中に出ないようにきちんと対策を打つ、そういったことが基本になります。ですので濃度がこのくらいになるから大丈夫といった予測評価ではなく、出ないような対策をきちんととった工事を行うと。出ないようにするという観点から考えておりますので、予測評価の中には対策を記述するという形で盛り込みたいと思います。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

事務局の伊藤です。ちなみに水系の部分から言いますと、現施設の流域については諏訪 湖への流入はなく、天竜川への水系になりますので、よろしくお願いいたします。

○花里委員

そうかもしれませんが、例えばダイオキシンでも今のお話しだと、粉じんになると。それから回答の方にも書いてありますので、例えば諏訪湖に流れる地域に降ってきたりとかも否定はできないので、一応チェックをする、といったことも考えていただけたらと思います。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

解体時につきましては、特に、環境影響評価とは別に厚生労働省の決まりに載っておりまして、解体時の排出される粉じんや水についてはチェックして、モニタリングしながら工事を進めるようになっております。今回の環境影響評価の中には盛り込んでおりませんけれども、環境影響評価の中ではこういうことをやるよ、ということを記述しながら進めてまりたいと思っております。

○鈴木委員

鈴木です。資料1の10、11番の私の発言のところですが、2行目のかなり強烈なと、3 行目のものすごくという部分を外していただければと思います。それから上層の大気より 暖かいので下降流も起こるでしょうけど上昇気流が起こるでしょうから、対流も起こるく らいにしていただければと思います。結氷するかどうかはその時その時によって何とも言 えないわけですので、できるだけ寒い時期に一週間測定するということですで、それにつ いてはよろしいかと思います。

ただ11番のところの観測地点が湖面より高いところ、それから人がたくさん住んでいるところがまさに低いところなので心配だということなのですが。逆転層が200m上に行くような激しい逆転はなかなか起こらないかもしれないのですけど、沈降性の逆転が発生した場合、上から押さえつけられた際はどうなるのかな、ということが少し気になるのです。上の方にだけ人が住んでいるということであればよいのですが、今回は観測地点よりも低い湖岸沿いにたくさんの人が住んでいるものですから、沈降性の逆転について高い場所で出されたときに、低いところで測定していないから分からないでは済まないのではないかという心配を基にこの発言をしてございます。高いところで測定するだけでよいのかと申し上げたつもりでございますので、接地逆転ということだけではなく、沈降性の逆転も考慮に入れた御回答をお願いできればと思います。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

沈降性の逆転ということでございますね。基本的には煙の拡散と言うことで申し上げますと、発生源が煙突の高さ、それからエネルギーによって上昇する高さからの拡散になるということでございますので、資料にも記載いたしましたが、それより低い位置で逆転層が出現した場合は逆にふたをするような形で下への拡散が妨げられるので、低いところ、大勢の方がいらっしゃる場所への影響は少ないと考えられます。

ただ煙突より高い場所に逆転層が発生した際、それが崩壊した場合に拡散して低い標高の地域にも影響を及ぼすことが考えられますので、それについては予測評価を掛けてまいりたいと思いますが、そのようなお話しではいかがでしょうか。

○鈴木委員

低いところにできるというのはあくまでも接地逆転の話で、上から下りてくる場合には それより高いところに逆転ができて上にふたがされるのです。その時に下に行くのか行か ないのか、もちろん暖かい空気が煙突の出口から出るのでしょうから上の方に行くのでし ょうが、どのくらいで逆転が抑えられるのか。測定がされていないので、240mの標高より 低い場所、下層の状態が分かっていない中で予測ができるのか、という主旨の質問でござ います。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

予測の手法といたしましては、逆転層ができる標高をまず実測調査により設定いたしまして、そこに煙がたなびいて濃度が高くなる計算をいたします。そして逆転層が崩壊した時に…

○鈴木委員

あくまでもそれは接地逆転の時なのですよ。沈降性というのは上から下りてきて、ある程度の高さのところを押さえると逆転ができるわけですよね。下層ではなくて、中層的で起きる逆転であるわけです。押さえされた時には複雑な流れができるのではないかと思うのですが。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 降旗)

環境技術センター 降旗と申します。基本的には上層気象については風船で測定することになるかと思います。50m間隔くらいで上昇に向かって観測していくものですから、連続した形で観測できるものと考えております。時間も逆転層が発生するような時間については1時間半くらいの間隔で測定をしていく予定にしております。

そのような形で、沈降性の逆転層がどのように沈降していくのかを押さえながら、それから逆転層の強さを見ながら、突き抜けるのかどうかということは予測で把握できるような形にしていきたいと思います。

○鈴木委員

少なくとも湖面から 240m の高さというのは測られないのですよね。もちろん風船が完全にそこで沈降してくれればよいのですが、おそらく簡単にそうはならないわけですよね。場所ごとの問題がありますので。それで要するに 240m の高さまで測られていないのに、なぜ人が暮らしている下層まで議論できるのでしょうか、という素朴な疑問です。下から測っていればその間では下降流が起こっていないという説明ができるかと思うのですが、湖面から 240m までの高さまでは測っていないわけですよね。そういった質問です。

逆転層がどう破壊されるのかという話ではなくて、できれば湖面から上層については測

ったほうがよいのではないかということです。測らなくてもよいという説明にはなっていないと思うのですが。1番心配されるのが上からの沈降逆転で起こった場合は下層はどうなるのかということなのですが。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 降旗)

それについては検討させていただきまして、改めてお答え申し上げさせていただく形で お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。それでは次回にご回答いただくということでお願いしたいと思います。その他何か。どうぞ

○片谷委員

片谷でございます。今の続きの御指摘なのですが、240m より下の鉛直分布のデータはないということなのですが、ただ地上観測はあるわけですから、それをうまく活用していただくという可能性があるわけですから、次回またお答えいただきたいと思います。

それから私の発言に係るところで、まず資料1の、歩行者の安全と言うのは影響評価項目にはないと思いますが、やはり台数が増えるということですので、地元の方々の懸念材料であることは間違いないかと思いますから、よりその安全を確保していただきたいという主旨で申し上げました。これについては御回答いただきましたのでこれでやっていただければいいかと思います。ただ、これは他県の事例ですけれども、比較的道路が狭いところを収集車が走るようなケースがありまして、これは道路管理者がやらない限りできない話ですけれども、ガードレールや歩道を新設したという事例もありますので、そういうことも含めて、組合さんがやられることではないと思うのですけれども、道路管理者との協議の中では、そういうことも可能性としてはあるということを意識していただければということです。

それから2ページの6番と8番の質問に関してはお答えいただいた内容でよいかと思いますが、7番につきましては、確かに極めて極端な条件での計算をするのにマスコンモデルや移流パフモデルで計算するというのは、そういう目的のモデルではないというのはご回答のとおりです。ただプルーム・パフで計算した結果が本当に最大値の濃度を出しているのかということは、若干の疑問があります。おそらくここではプルーム軸を地形に合わせて斜めにするような計算を想定されているのかと思うのですけれども、それだけで十分最大値を抑えられるかどうかということについては、若干危ないところがございます。

そういうときにもいろいろな条件で計算結果があるマスコンモデルと移流パフで計算された濃度の最大値は比較に使えるのかと思いますので、プルーム・パフにだけ頼るのではない1時間値評価というものを考えていただきたいという意味です。これを追加のコメン

トとしてお願いしたいと思います。

○亀山委員長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。どうぞ。

○梅崎委員

梅崎です。資料1の18番についてです。現地の路面の劣化は想像しますと積雪と路面の 凍結融解ということで恒常的に起きるのではないかと想像しますが、事業者からのお応え では特に振動のところの数値は通常のものを使いますということだったと思いますが、予 測式にそれが反映されないということであれば仕方がないのですが、もし反映されるよう なケース等がありましたらやはりそこは考慮すべきではないかと思いますが如何ですか。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

お答えいたします。ご指摘にありましたように振動の予測式には路面の平坦性を加味する効果がございます。ですけれども騒音の方はアスファルトの舗装でしたら一般的な数字というものがございまして、それを入れて予測計算をする予定でございます。それは何故かと申しますと氷結融解によって、その路面の舗装の状況が悪くなった場合に、それを加味してどこまで振動が悪くなるのかという予測をすることは可能かとは思うのですが、その前に路面を修復して振動が出ないようにするという対策がやはり当然的になってくるのだろうと考えております。道路の補修のタイミングというものにも路面の平坦性がこれ以上になれば路面を補修すべしということもございますので、道路が傷んだまま車両が走行することがないようにということが前提になるかと考えております。

○梅崎委員

1つの考えだと思うのですけれども先程発言しましたように、たぶん恒常的に路面の劣化が起きる所だと思います。そういたしますとやはり先程の安全側の観点からしても路面の状況は悪い方で予測した方が如何でしょうかということです。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

申し述べの点承知致しました。路面の平坦性を設定する際には、路面の悪い状況も想定した上で予測計算をしてみるという形を取らして頂きたいと思います。

○亀山委員長

他に如何でしょうか。はいどうぞ。

○小澤委員

小澤でございます。資料1の13ですが、別荘の利用につきましては調査して頂きまして有り難うございました。それなりに季節的な利用プラス恒常的な利用があるということが分かりましたが、ここで考慮の対象として必要がないかと言いましたのは、大気質は当然モデルで面的に評価していくことになると思うのですが、土壌汚染について例えば方法書の190ページの図3.2.9の土壌調査予定地点を見ますと、先程の風の向きから見ても市町村界を越える地点になってしまうのですが、そういう考慮をしてもいいのではないかという意味で必要ないかと申し上げたところです。例えばこれから最大着地濃度出現地点というのが分かって、特に夏のそういう風の向きでの着地濃度地点が方角的に分かってくれば考慮する必要があるかどうかということが分かってくると思うので、その地点で土壌調査地点として別荘地というのも必要になるのではないかということです。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

お答えします。土壌汚染に関して言いますとお話にあったように大気の拡散の予測を行いまして、それが現状の土壌に対する影響がどれぐらいあるのかという予測評価をしてまいります。それに先立ちまして現況の土壌の濃度を実際に調査して、それに加味することで検討するということになります。時間的な前後のことで申し上げますと、調査1年終わりまして気象状況を加味した上で大気の予測評価に入って参りまして、その結果として最大着地濃度の地点が明らかになってくるということになります。その時点になりますと実際には現地の調査はすべて終わっている状態になってまいりますので、時間的な前後関係で最大着地濃度そのものの土壌の現地調査というのはなかなか難しいことになってくるかと思います。方法書でお示ししましたのは現状で考えられます風下側になる代表的な地点ということで調査地点を設定しておりますけれども、この調査結果をもとに大気の予測評価と組み合わせてやっていくということでご理解いただければと思います。

○小澤委員

そうしますと土壌の調査地点をあらかじめ主方向でもう少し増やすというような想定は 出来ないということになるのですか。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤) 現状では想定しておりません。

○小澤委員

そうしましたら、この土壌の調査予定地点の地点数よりも増やすことは出来ないという 意味ですか。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

環境影響評価の中で行う予測評価のあり方として、現状の土壌の状況はどうであるのかというのは、代表地点の調査の中で代表的な所として設定するという考え方でございます。ですのであくまでも新しい施設の影響については、大気の予測評価を元にしてどこに影響が将来大きくなるのか、それはどれくらいの負荷になるのかというようなことを想定して調査を組み立てておりますので、必ずしもその調査地点をたくさん増やすというようなことは考えていない次第でございます。

○小澤委員

現状の調査は将来影響が受けたことを判断できるような、今の状態を調べるという認識 でいるとすれば、影響を受ける可能性が高いと想定されるようなところに調査地点を置い ておいた方がいいのではないかという気がするのですが。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

おっしゃることは分かります。ですがやはり環境影響評価の進め方の一番適正な観点から、最終的に出てくるような大気の予測評価の結果を反映した上での想定される高い場所というのを調査に盛り込むことはなかなか困難であるということでございます。

○小澤委員

結果を見て調査の地点を選ぶというそこまでの時間的なものはないと思うので、そういう意味を言っているわけではなくて、あらかじめ想定される中でそういう可能性が高い所に調査地点を設けておいた方がいいのではないかという意味なのですが。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 降旗)

今、私どもが設定しておりますポイントはシミュレーションモデル用のデータ取りの関係になってまいりますので、今ご心配頂いたのは実際の多いであろうポイントがもし特定できるなら、そこのビフォー・アフターをおさえておいた方がというようなご意見でよろしいでしょうか。

○小澤委員

そうですね、事前にあらかじめ現状調査をする中で、出来るだけそういう影響を受けや すいところのポイントに調査を置いておいた方が、当然、その状況を踏まえて予測評価を していくことになると思うので、という意味なのです。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 降旗)

環境技術センターの降旗です。これから準備書に向かって調査し予測していくわけですけれども、予測地点については簡易的な予測を行って、出来るだけ高濃度が現れるであろ

うというような場所を設定し直すと言うことで如何でしょうか。

○小澤委員

はい、まあ、ここの地点でも既にそのようにして選ばれているかもしれませんけれども、 先程の別荘地などはそのような候補に挙がるのではないかという印象を持ちましたので申 し上げました。

○コンサルタント(株式会社環境技術センター 降旗)距離等を含めてそのような簡易的なもので調査地点を見直すことでよろしいでしょうか。

○小澤委員

はい。

○亀山委員長

その他でいかがでしょうか。

それでは亀山ですが、私も今のことに関連して、景観と触れ合い活動の場に関してのこ とでございますが、この場所の立地条件の特徴についての認識が不十分ではないかなとい う気がしておりまして、121ページに触れ合い活動の場の利用状況というのがございますけ れども、ここに鳥居平やまびこ公園とその周辺のことが書いてあるのですが、記述が非常 に少ないですね。例えばこの公園がどういう種別の公園かとか、どんな規模でどんな施設 があってというようなことが書かれていないんですね。触れ合い活動の場とか景観の観点 からみると非常に大事な場所ですので、その辺についてもう少ししっかり認識して頂くこ とが必要であろうと、それは近くにあります塩嶺王城パークラインもそうですし、ここは スケートの森がありますしスケート関係の施設が非常にあるところで、冬期の利用も非常 に大事な場所なんですね。塩嶺王城の県立公園にもなっておりますけれども、今言われた 別荘地もありますし、市は総合計画で、82 ページにありますようにここは森林ふれあいゾ ーンになっている点でリクレーション的に非常に大事な場所なんですね。その辺の認識が あまり十分になされていないように思えます。というのは例えば30ページをご覧頂きます とこの場所は都市計画では用途地域外ですよね。したがって環境基準の地域類型でみると 騒音、55ページですが、61ページの悪臭も類型外になってしまっていて、この場所での環 境に対する認識があまりされていないというところがあるんですね。これはルール上仕方 がないことなんですけれども。都市公園というのは本来街の中にありますと住居専用地域 並みに扱われる、環境は非常に大事にされるべき所なのですけれども、たまたま山の中に あるものですからそういった観点から認識されていないということがあって、全体にここ の場所についてもう少し立地条件の特徴について認識して頂くことが大事なのではないか と。それが景観に関していうと 157 ページですけれども、調査が△になっていて簡略化し

ている調査がなされるんですよね。203 ページのところをご覧頂きますと冬は調査はしませんといっているのですけれども、公園はたぶん冬は閉めるかもしれませんがスケート施設は冬使う施設ですので当然冬の利用者は多いわけですが、こういったことについて簡略化の対象としていいのだろうか。全体にこの場所はどういう場所かという、市民にとってどういうふうに大事な場所かということをもう少ししっかり認識して頂いて、こういった景観や触れ合いの調査を簡略化するようなことはしないで頂いたほうがいいだろうなというふうに思いますのでこの辺りについてはもう一度しっかり考えを改めて持って頂くことが必要ではないだろうかというふうに思いますけれども。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

はい、御意見承りました。検討させて頂きまして次回お応えしたいと思います。

○亀山委員長

宜しくお願いします。その他如何でしょうか。それではまた後でご質問あろうかとおもいます。

続きまして、資料3と4につきまして事業者からご説明をお願いします。

(伊藤総務建設課長)

引き続きまして資料3をご覧頂きたいと思います。方法書に対する環境保全の立場からの意見を有する者からということで、一般住民ということでよろしいかと思いますが、意見に対する事業者の見解でございます。

まず、1番でございます。全般についてですが、事後のモニタリングと情報公開についてご意見を頂きました。それに対しましては住民説明会とこまめな対応をする中で意見を頂きまして、情報公開につきましてはきちんと対応して開示をしてまいります。また、準備書の中におきましては、施設供用後のモニタリング計画を示してまいりたいと考えております。

続きまして2番です。事業の内容のところの施設規模ですが、新しい組合として現在120トン規模という計画をもっておりますが、それに対して大きすぎるのではないかと(の意見です。)。今後において我々としても必要に応じての見直しは当然必要と思っているわけですが、方法書の文書の記述として「必要に応じて」という部分を削除して、「小規模な必要最小限の施設を再度設定する」というような積極的な表現にするべきではないかというご指摘でございます。環境への影響を少なくするため、燃やすごみを減量化することは重要であると十分承知していますし、それに伴い必要な分別収集の統一を図っていくことは積極的にやっていきますので、減量化に対しては何ら軸がぶれることはなく推進します。規模的な問題ですが、平成17年の当初計画の見直しは直近の平成21年3月に行いまして、今後の減量化を前提とした予測数値として120トン/日という設定をしているものでござい

ます。現時点で計画値としては妥当な規模であると考えています。将来的な減量の目標値としては、稼働を 27 年としていますことから (中間目標として) 対 15 年度比からの基準のベースとして、減量化の基準目標値を 27 年度に置いています。お手元にその減量目標数値、それから施設 120 トン規模の計算を別添資料としてご用意させて頂きましたので、そちらの方も併せてご覧頂きたいと思います。

また、人口対施設規模の他の事例との比較で、湖周の計画は高いのではないかとの指摘ですが、特に第3次産業が多いという地域特性があるかと思いますが、一概に人口からごみ量を予測するものではございません。地域の特性の中で産業的な部分が多いということから全体量が多くなっていると思います。なお、施設稼働後におきましてもごみの減量化は進んでいくのではないかとは思いますが、施設規模の考え方の指摘に対しては、施設の稼働日数と二基の炉の同時稼働日数とを調整することによりまして、炉自体としては適正な運転を計画していきます。決して多くのごみが必要ですという考えはございませんのでそのような回答でお願いしたいと思います。

続きまして3番、4番につきましては今の2番と同様の回答でよろしいかなと考えております。

続きのまして5番の社会的状況の中で(方法書の)74,76ページ、指定の色塗りの部分が落ちているのではないかということで、資料を用意させて頂きましたがそのとおりに修正させて頂きます。

続きまして次のページの6番ですが、業者から説明をさせていただきます。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

6番の説明をさせて頂きます。頂いたご意見では 24 時間連続稼働になるとどういう変更・変化が予測されるのかと、動植物への影響、星観察への影響などが考えられるのではないかというご意見を頂きました。それに対しては方法書の 154 ページから 156 ページにお示ししましたけれども、24 時間連続稼働になることによって夜間の場内照明の時間が長くなり、植物・動物・生態系への影響が考えられるということです。それから夜間に施設から騒音・振動が発生することによる動物・生態系への影響が考えられるということでございます。影響の内容、程度については施設の計画や現地調査結果に基づいて予測・評価するということでございます。なお、星の観察への影響ですが、夜間はごみの搬入がないために街灯はつけない計画でございます。ですので施設の内外の照明は必要最低限に抑えるということでございますので星の観察への影響はないだろうと考えております。

それから7番にまいります。大気の調査地点は方向別に民家が立地する場所に設定したという事実がございますけれども、西北西方向と東方向にそれぞれ1地点ずつしか無いではないかというご指摘でございました。これについては方法書の87ページにお示ししましたように諏訪地域気象観測所の風向別出現頻度をもとにしまして、それぞれの風向きの方向別に設定しています。

それから8番にまいります。8番のご意見では現施設の稼動時と停止時の実測をして、それをもとに新施設の影響を予測してもらいたいというご意見でございます。これについては方法書の162ページにお示ししてございますけれども、7日間連続で大気の調査を行いまして、これで現施設の稼動時と停止時についてカバーをしまして、その実測をもとに予測を行っていくということでございます。事後調査については1と同じでございます。

それから9番へまいります。事業実施区域周辺は平坦地形ではないので排ガスの拡散に関する影響を加味して欲しいというご意見でございます。それについては3次元マスコンモデル、移流パフモデルを用いまして地形の影響を加味した上で予測・評価を行うということでございます。

それから 10 番にまいりますが、排ガスについては濃度だけではなく総量についても予測して欲しいというご意見でございました。これにつきましては、基本的には大気質が人の健康や生活環境に与える影響というのは、物質の総排出量ではなくて濃度にかかってくるものであると考えますので、濃度による予測評価を基本として行うということでございます。ただ、物質の総排出量については広い意味での環境負荷ととらえますと、少なければ少ないほど良いということでございますので、これについてはダイオキシン類等について、現在の3施設との比較を準備書で行うということで考えております。

11番は省略させていただきまして、12番にまいります。触れ合い活動の場であるやまびこ公園を大気質の予測、実測地点に追加してもらいたいという意見でございました。これについては、現在の岡谷市清掃工場の敷地内で 1 箇所設けると考えていますので、直近で実測するということです。さらに、鳥居平やまびこ公園の範囲については、予測シミュレーションの範囲となっていますので、影響についても予測・評価を行っていくということです。

次に、13番14番は省略させていただきます。15番にまいります。

ごみ運搬車両の増加に伴って、大気汚染、騒音の影響が考えられるけれども、市内の坂道で多く(測定を)行うようにというご意見です。これについては方法書の 164 ページに大気質の調査地点を示しておりますし、騒音の調査については 173 ページに示しておりますけれど、調査地点の選定にあたりましては、特に上り坂になる場所、さらに民家の近くにある場所を考慮して設定してあります。事業計画ではごみ収集車は国道及び県道を走行することを基本にしておりますので、選定した調査地点で坂道をカバーしていると考えています。

次の16番にまいります。現状で道路交通騒音が環境基準を超過しているという意見でした。これについては資料1の15番の回答と重なってきますので、省略したいと思います。17番についてですが、土地造成に伴って搬入される土砂について土壌の環境基準項目、重金属とかダイオキシン類を満たすだけでなく、放射性物質を含まないという項目を付け加えていただきたいという意見でした。放射性物質につきましては、土壌汚染の実態がまだ明らかになっていないことがあります。さらにその土壌がどれだけなら安全という基準

が示されていない状況で、今後の動向を把握しながら検討していくこととしたいと思います。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

続きまして、資料4を御覧いただきたいと思います。県の関係機関からの質問等に対する事業者側としての回答です。項目としては1番から13番までご指摘をいただきました。 2番、12番、13番について説明させていただきますが、その他につきましては字句の訂正等ですので、ご指摘のとおりの修正を加えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

2番の説明です。休炉時に用いる脱臭装置の構造や能力が方法書に示されていないということで、能力を示さないと悪臭についての予測評価の妥当性が判断できないというご指摘をいただいております。これについては、休炉時には脱臭装置による処理を行うことを予定しております。ただ現在、施設の処理方式を検討している段階ですので、脱臭装置の構造や能力はこれから設定していくことになります。方法書の 185 ページにお示ししましたが、施設からの漏洩に起因する悪臭につきましては、類似事例により定性的に予測するとしております。準備書では、新しい施設の脱臭装置の構造や能力をお示しすることで、それを元に類似事例を参考にして予測評価を行っていくということですので、その妥当性についてご判断いただきたいということです。

次に12番です。大気の環境基準項目のうち予測評価の対象としない項目がある。この理由を明示すべきという意見をいただきました。それから PM2.5 については、燃焼による寄与は小さくないということで、SPM を対象としているけれど PM2.5 を対象としていないのはなぜかという意見をいただいています。

まず、前段のほうですが、大気質の環境基準項目のうち扱わないものについての話ですが、方法書 143 ページの表 3.1.2 に示してありますけれど、いずれも車両の通行及び建設機械の稼動による影響を想定したものであって、環境基準項目のうち二酸化窒素と浮遊粒子状物質を対象としているということです。

他の項目を選定しなかった理由は次のとおりです。二酸化硫黄については大量の化石燃料を使用する場合に対象とするもので、今回は該当しないということです。それから一酸化炭素については著しく自動車交通量の多い場合に対象とするものですので今回の事業は該当しないということです。ベンゼン、トリクロロエチレン等については、ベンゼン、トリクロロエチレン等を使用する場合又は発生する場合に対象とするものであり、本事業は該当しないということです。ただし、ベンゼンにつきましては自動車の排ガスに含まれておりますので、これについては調査を行い、予測・評価を行っていくという計画になっています。

後段の PM2.5 についてですが、環境基準が設定されております。ですが、大気汚染防止 法等で焼却炉からの排出基準はまだ定められていない状況です。また、焼却施設からの排 出ガス中の PM2.5 を測定するための工程法も定められていない状況であり、さらに自動車 排ガスですとか、焼却炉からの原単位を設定することが現段階では難しい状況ですので、 今回予測を行うことは見合わせて、SPM で予測・評価を行っていくこととしております。

13 番についてです。悪臭は、方法書の中では現状を大きく悪化させないことを環境保全目標とし、という表現をとっていますが、現状を大きく悪化させないというのは不十分ではないかというご指摘をいただいています。答えとしましては、現状というのは岡谷市の清掃工場が現在稼働中であるということがあり、そこに搬入するごみ収集車が通行している状況であって、その上で岡谷市には悪臭の苦情が寄せられていないという状況がありますので、それをベースにこのような表現にしましたが、そういった状況がはっきり伝わっておりませんので、表現を修正いたしまして「悪臭防止法に基づく規制基準を環境保全目標として、その目標と整合が図られているか評価する。」という記述に修正したいと考えています。

それから、方法書にも示しておりますが、悪臭に係る環境影響が実行可能な範囲で回避 又は低減されているかについても評価基準としてまいります。以上です。

○亀山委員長

ありがとうございました。それでは、今のご説明につきましてご意見・ご質問等ありま したらよろしくお願い申し上げます。

これは、住民や県関係機関ですとかここの委員になっておられない方々の意見ですので、 皆さんが代弁して意見を言っていただくということになろうかと思いますのでお気づきの 点をご指摘いただければと思います。

○鈴木委員

先程聞き忘れたのですが、大気質の観測地点が現在の清掃工場の場所なのですが、高さはどれぐらいのところで測る予定でしょうか。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

標高としましては、清掃工場のあるところですので標高は湖面から 240m高いところです。 発生源の場所の大気質ということです。地上からの高さとしましては 1.5m~2mということになります。

○鈴木委員

そうすると一般に言われている心配がそのとおりになります。排ガスが出るのは煙突の 先からですよね。煙突の先から出る分はわかるのですかね。

○コンサルタント (株式会社環境技術センター 味澤)

予測上、煙突から出る排ガスの濃度とガス量は設定して拡散をかけますのでわかります。

○鈴木委員

そうしてもらわないと、実際に拝見したところ、煙突と(公園の)人が歩くところが同じ高さなのです。だから、下で測ったらきれいなんだろうけれども、煙突の高さで風が吹けば公園の方に流れてきますよね。そういう心配をされていると思います。(測定を)やりますということはわかりますが、そういう表現をしてもらわないと、そういうふうに(説明のように)読めないです。そういうふうに(表現に)していただけると住民の方も安心できるのではないでしょうか。

○亀山委員長

他に。

○片谷委員

資料4の2番ですが、脱臭装置、これは当然新しいものを付けるわけですからスペックにかかるデータがあるわけですね。ですから、脱臭効率は分かる。あとは類似事例を参考にして評価するというのはこういう施設で悪臭の予測をするときのごく一般的な方法であろうと思われますので、この回答については特に問題がないと私は判断いたします。

「ご判断いただきます」というのは担当課が判断することかもしれませんが、この方法 で妥当であろうとコメントさせていただきます。

○亀山委員長

夜間照明のことについて、資料3で説明いただいたのと資料2-13で中村(寛)委員の質問に対して御回答いただいていますが、天体観測もそうですが特に野生動植物に対する影響を、はっきり捕まえられていることは少ないのですが、影響が大きくなるであろうことははっきりしております。今回は24時間稼動するということですので、夜中も当然明るくなる。そうすると、昆虫はわりと光に誘引されるものが多くて、例えばカブトムシなどは典型ですが、カブトムシがいるところに水銀灯を付けますと、数年でカブトムシが絶滅するのですね。これは、誘引されて行って戻れないからみんないなくなってしまうわけで、信州に居たときにそのような経験をしています。

最近、虫がいないということがよく言われていまして、鳥の(専門家の)方々は、餌がないからと言うのですが鳥がいない、野鳥がかなり減っています。昨日も新聞に出ていましたが、激減している種類があるのですが、餌となる虫がいないことがかなり大きな影響と言われています。

岡谷市は、ご存知のように野鳥の観察施設のメッカですし、非常に鳥を大事にしてきた 町でもありますので、その辺を十分お考えいただいて、夜間照明に関しては明るい水銀灯 みたいなものは極端になくしていただくとか、抑えた形で検討していただくことが大事だ と思いますので、十分配慮していただくようよろしくお願いします。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

設計等において配慮してまいりたいと思います。

○亀山委員長

その他、いかがでしょうか。

○佐藤委員

資料3の2番関連資料、これに下諏訪町、諏訪市、岡谷市のこれまでの実績と予測が出ております。今までの岡谷の分が黒いバーの下の方ですが、この場所で2.5 倍になるわけですね、(3市町分を)1箇所にまとめることで。ということは、今までは悪臭も少ない、現場でもそういう印象でした。中もあまり臭いが感じられなかったイメージがあるのですが、悪臭一つとってもそれが2.5 倍になったときにどうなるかという一つのシミュレーションがいるのかなという気がしたのが一点です。

それから植物関係の資料ですが、方法書の資料にありますように諏訪は植物の多様性のメッカです。諏訪全体としますと山のほうが入っていますので、諏訪全体の種類が多いリストが挙がっているのですが、三沢区はそんなに多くリストに挙がっていないのですね。ただ、やまびこ公園を自然観察会で何回かお邪魔したことがあるのですが、かなり破壊されていますが、珍しい植物があります。ということで、標高 1000m前後は植物多様性が非常に高いところなので、もう少し、やまびこ公園の周りの調査をきちっとされると、かなり重要な場所だということがわかってくると思いますので、それらも併せて調べていくとありがたいと思っています。その2点です。

○コンサルタント (環境技術センター 味澤)

前段のご質問の答えですが、悪臭につきましても大気・騒音・振動、それ以外の項目につきましても、施設が大きくなる、しかも新しくなるということを前提として予測評価をかけて参りますので、その辺はご安心いただいてよいと思います。

それから、植物の調査につきましては、基本的には環境影響評価の手続きの中ということでございますので、影響の及ぶ範囲プラスアルファということで、周囲 200mを現地調査させていただくという形でございます。

○亀山委員長

しっかり調査してください、という意味ですのでよろしくお願いします。

○野見山委員

先程、委員長がおっしゃったカブトムシの件はかなり気になっておりまして、子供の頃新設の医科大学の住宅に住んでおりまして、1年目にかなり(カブトムシを)採ったのですね。翌年からほとんどカブトムシがいなくなってしまったということがあったので、これはおっしゃるとおりだと思いました。

それから、資料4の12。PM2.5に関しては一切やらないということですが、PM2.5は日本国内でも大きな医学調査が行われ始めています。長野県も含めてやっていますが、小児の健康などへの影響が懸念されるところです。PM2.5の測定が全く不可能であるならば別ですが、測定が可能であるのは事実ですので、こういう指摘をせっかくいただいているのにこの回答はつれないかなと。できれば、これから次世代の子供が少なくなっておりますし、この地域ではすり鉢状になっていて、どんどん降下していく可能性があるので、PM2.5に関しては積極的に測定するという方向で検討いただけないかということです。

○亀山委員長

資料4の3ページ、県の水大気環境課からの指摘でございますが、燃焼による寄与は小さくないと考えるということですので、少しご検討いただければと思います。

○事業者(湖周行政事務組合 笠原)

ただいまのご指摘につきましては、県の水大気環境課と協議する中で検討させていただ きたいと思います。

○亀山委員長

他にご意見がないようでしたら、議事の2につきましてはここまでとさせていただきます。

5 議事(3)

○亀山委員長

続きまして議事(3)その他ですが、事務局よりございますでしょうか。

○事務局(環境政策課 清水)

それでは2点についてお願いいたします。

1つは湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業の方法書でございますが、既に9月2日付けで市町村長さんあてに意見照会をさせていただいております。その際事業者へ寄せら

れた意見書の写しの送付を受けた日から 30 日以内に地方事務所へ提出いただくようお願い してあるところでございますが、意見があるようでしたら 11 月 25 日(金)までにご提出 いただけますよう、この場を借りて改めてお願いいたします。

もう1点は、次回の第5回技術委員会につきまして、11月4日に1回目の御審議いただきました中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書及び本日ご審議いただいた湖周行政事務組合の2つの案件について、12月14日に長野県庁議会棟 404、405号会議室で開催をする予定でございます。また開催時刻等の詳細につきましては、別途御通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○亀山委員長

ただ今のご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

全体を通して何かご発言がございましたら。よろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして、議事を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局 (環境政策課 宮坂)

それでは今回の技術委員会は、これで終了といたします。御協力ありがとうございました。